

議案第 83 号

調停案の受諾について

徳島地方裁判所平成 28 年（ノ）第 11 号損害賠償調停事件につき、別紙調停案を受諾することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

- 1 事件名 徳島地方裁判所平成28年（ノ）第11号損害賠償調停事件
- 2 当事者 原告 小松島市
被告 A
- 3 調停条項案
 - (1) 被告は、原告に対し、平成19年9月28日付け損害賠償命令に基づく損害賠償債務として、2737万2291円及びうち558万円に対する平成17年9月29日から、うち58万円に対する平成18年3月31日から、うち1987万7360円に対する平成18年6月28日から、うち133万4931円に対する平成18年12月15日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告に対し、平成20年3月31日付け損害賠償命令に基づく損害賠償債務として、386万6400円及びうち14万1000円に対する平成18年3月23日から、うち372万5400円に対する平成18年4月14日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
 - (3) 原告は、被告に対し、本調停成立日までに被告から18万円の仮払いを受けたことを確認し、本日、これを平成19年9月28日付け損害賠償命令に基づく損害賠償債権のうち、元金を558万円とする部分の元金に充当する。
 - (4) 被告は、原告に対し、第3項による充当後の第1、2項の債務（以下「本件残債務」という。）のうち288万円を、平成29年10月から平成35年9月まで、毎月末日限り、4万円を阿波銀行小松島支店の「小松島市会計管理者」名義の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込む方法により支払う。ただし、振込に要する費用は被告の負担とし、被告は、原告が上記による弁済金を本件残債務のいずれの元本又は遅延損害金に充当しようとも、異議を述べない。
 - (5) 原告は、被告に対し、本件残債務のうち第4項により支払いを受けるべきものを除く部分について、平成35年9月末日が経過する

までその支払いを猶予する。なお、本調停成立後の遅延損害金の発生を妨げない。

- (6) 被告が原告に対する第4項の分割金の支払いを2回以上怠り、その懈怠額が8万円に達したときは、被告は、原告から何らの通知、催告なくして当然に第4、5項の期限の利益を失い、本件残債務から第4項により支払済みの額を控除した残額を直ちに支払う。
- (7) 被告は、本調停成立日以降、住所変更を行った場合には、遅滞なく新住所を原告に文書をもって通知するものとする。
- (8) 被告が第6項により期限の利益を失うことなく、かつ、第7項の通知義務を怠ることなく、平成35年9月末日までに第4項の分割金を完済したときは、原告は、被告に対し、本件残債務のうち未弁済の部分の支払義務を免除する。
- (9) 原告は、本案におけるその余の請求を放棄する。
- (10) 原告と被告とは、原告と被告との間には、第1、2項の債務に関し、この調停条項に定めるほか、何らの債権債務もないことを相互に確認する。
- (11) 調停費用及び本案の訴訟費用は各自の負担とする。